平成２７年（フ）第１９号
山形市あさひ町１番11号　コーポクレセント105号、前住所山形県天童市鎌田２丁目４番27号　パークアベニュー202号
債務者　村田　　実
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
　　山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２０号
山形市長町４丁目９番33号　リ・カーヴ２－310号
債務者　大河　和久
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
　　山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４３号
愛知県大府市東新町３丁目11番地　八代山団地３棟306号
債務者　齊藤　理磨
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
　　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５２号
函館市日吉町３丁目６番15号
債務者　水島　牧子
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
　　函館地方裁判所

平成２７年（フ）第２０号
三重県志摩市阿児町鵜方2824番地147、前住所三重県志摩市阿児町神明992番地51
債務者　馬瀬　英子
1　決定年月日時　平成27年３月10日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
　　津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２７年（フ）第１４号
島根県出雲市大塚町810番地１コーポラムセスＤ－202
債務者　山根ひとみ
1　決定年月日時　平成27年３月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
　　松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第１１号
岡山県倉敷市安江550番地60　市営中州団地11棟309号
債務者　竹内　勝一
1　決定年月日時　平成27年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
　　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第１２号
岡山県倉敷市安江550番地60　市営中州団地11棟309号
債務者　竹内ゆかり
1　決定年月日時　平成27年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
　　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第１５号
岡山県倉敷市高須賀382番地２　レオパレスＯＺ－３・202
債務者　藤原　由味（旧姓名越）
1　決定年月日時　平成27年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
　　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第２６号
北海道伊達市舟岡町75番地27　ＫＯＵハイム３－２－Ｂ、前住所北海道伊達市山下町178番地104
債務者　小松倉　学
1　決定年月日時　平成27年３月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
　　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第３９号
岩手県一関市三関字日照58番地１　サントネージュ三関Ａ－102
債務者　佐々木博史
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
　　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第５１号
岩手県岩手郡岩手町大字五日市第10地割178番地８、旧住所盛岡市玉山区下田字牡丹野23番地45
債務者　志田藤美樹郎
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
　　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第６４号
盛岡市月が丘２丁目15番２－304号、旧住所盛岡市三本柳５地割６番地４　ビオス壱番館１号
債務者　澤口　沙織（旧姓川瀬）
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
　　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第７８号
岩手県滝沢市大石渡1441番地
債務者　松村セイ子
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
　　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第７号
岩手県久慈市門前第５地割８番地５　陽だまり荘１Ｆ、前住所岩手県久慈市小久慈町第12地割１番地16
債務者　遠川マサ子
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
　　盛岡地方裁判所二戸支部

平成２７年（フ）第８号
岩手県久慈市山形町来内第23地割８番地２、前住所岩手県下閉伊郡岩泉町安家字松林176番地２
債務者　才無左真紀子
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
　　盛岡地方裁判所二戸支部